

広報誌連続ドラマ

Uターンは突然に

パート2

今月の「Uターンは突然に」では空き家バンク登録についてわかりやすく紹介しています。空き家をお持ちの方はぜひ参考にしてください！

第三話「続・空き家バンク登録」

前回相談を受けた「えっちゃんの親戚の家」を空き家バンクに登録することになったモモちゃん。えっちゃんと待ち合わせ中……

えっちゃん（以下エ）：モモちゃん、お待ちせー。登録してもらった家まで案内するわ。

モモちゃん（以下モ）：うん、この間は申請書とか役場に送ってもらって、ありがとう。

エ：鯛志が全部書いてくれたんさ。書類はそれで良かったかな？分かんるところもあつたもんで、空白もあつたやろ。

モ：こちらで調べられる情報もあるし、あれで大丈夫。今回は親戚の家を代理で登録してもらって、委任状も書いてもらわないかんだけど。（申請書類については左頁を参照）

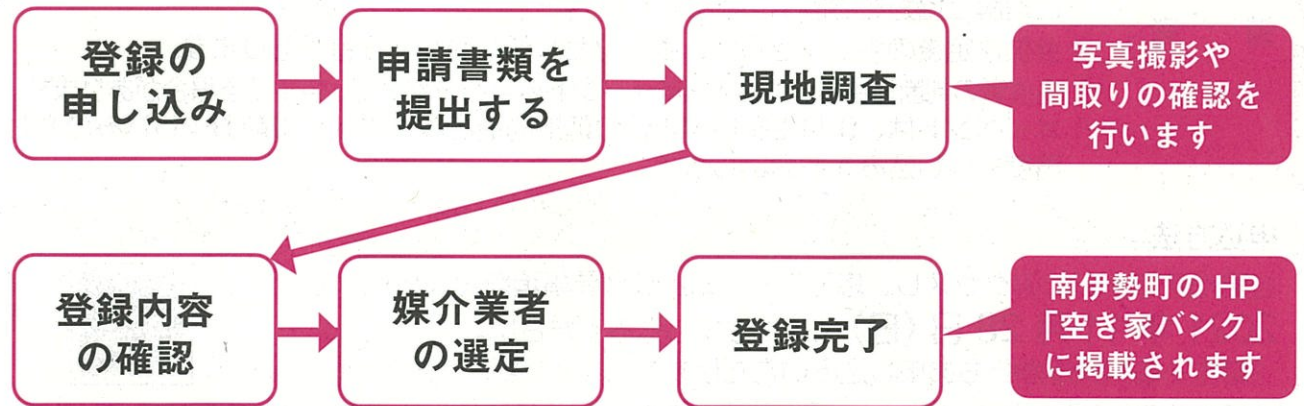
エ：大阪の甥っ子に手続き頼まれたもんでな。

登場人物紹介



空き家バンクの登録手順

住居として使える家を売りたい方・貸したい方は、ご相談ください



※現地調査から登録完了まで1~3ヵ月かかります。

空き家バンク登録・利用について 問い合わせ先

まちづくり推進課 若者定住係 電話：0599-66-1366

むすび目Co-working 電話：0599-77-4227



南伊勢町のHP「空き家バンク」



登録物件にてー

モ：じゃ、早速お家の調査と登録をさせてなー。役場の「空き家バンク」担当者も来てくれとるもんで、2人で見させてもらつたわ。

エ：ご苦労さんやな。お願いします。

モ：おじゃましまーす！

鯛：モモちゃん、いらつしゃいー今日は家の写真、撮るんやんな？雨戸を開けといたよ。

モ：鯛志くん、ありがとう。写真撮るのに明るい方がいいし、雨戸開けてもらえて助かるわ。家の中を見せてな。たまに風を通してあるもんで、空き家っていう感じはないな。

鯛：ここのおじいさんが大工さんやったもんで、ええ木を使つとるって聞いたよ。2年前まで、おばあさんが大事に住んどつたでな。

モ：なるほど、柱も立派やな。ええ家やと思う。どこか修繕しやないかん所とかはある？

鯛：そつやな、雨漏りとかはないんやけど床がプワプワしとるところがあるな。トイレや風呂は、大阪のおじいさんが盆や正月にきて泊まつていくで使えとるはずやよ。けど荷物が多いやろー？こんなでも登録できるの？

モ：うん、荷物はそのままでも登録できるよ。でも、片付いとるほうが問い合わせも増えるし、成約にもつながらやすいで、登録するときに片付けや簡単な修繕に使える補助金もあるんさ。後で役場担当者から説明するわ。

鯛：その話、聞きたい！少し片付けるだけでも見た感じも違うよな。けど、ほんとに問い合わせとかくのー？

モ：コロナのことで、問い合わせ増えとんやよ！セカンドハウスを探しとる人や南伊勢町内の人の利用希望もあるし。

鯛：そうなん？期待してしまつたな（笑）

モ：とはいえ、きちんと相手を選んでほしいし、すこし気長に待つくらいの方がいいかも。今日写真と間取りを確認させてもらった後、登録内容の確認や仲介業者の選定があつて、2、3か月後にホームページに掲載されるよ。

鯛：了解！良い人が来てくれるといいな。

第四話へつづく

空き家バンク登録申請に必要な書類について

申請書類は、基本的には4種類です。手続きは難しくありませんよ！

- ①「空き家バンク」登録申込書
- ②「空き家バンク」登録カード
- ③「空き家バンク」の利用に関する誓約書
- ④固定資産税名寄帳及び収税状況調査同意書

※相続人が複数いる場合には、空き家バンク物件登録確認書、親族などが代理で登録される場合は、委任状が必要です。



(注)↑驚いているえっちゃんです

まちづくり推進課 若者定住係
電話：0599-66-1366

制作/むすび目 Co-working イラスト/水産農林課 植村